

1 総則的事項

(1) 組合員

組合員は、常時勤務に服することを要する地方公務員である職員をいう。職員には、次に掲げる者を含む。

- ① 休職又は停職の処分を受けた者
- ② 職員団体又は労働組合の事務に専従するため休職者とされた者
- ③ 大学院修学休業をしている者
- ④ 自己啓発等休業をしている者
- ⑤ 外国の地方公共団体の機関等に派遣された者
- ⑥ 育児休業をしている者（短時間勤務者含む。）
- ⑦ 派遣法第2条第1項の規定により公益法人等に派遣された者
- ⑧ 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者と認められる者

特例により、次に掲げる者については職員とみなして、組合員とする。
なお、⑬～⑯については、長期給付の規定の適用のみとなる。

- ⑨ 地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会の役職員
- ⑩ 国の職員のうち警察庁の所属職員及び地方警務官
- ⑪ 特定地方独立行政法人の職員
- ⑫ 職員引継一般地方独立行政法人の役職員
- ⑬ 地方団体関係団体の職員
- ⑭ 継続長期組合員
- ⑮ 退職派遣者
- ⑯ 一般地方独立行政法人の役職員

(2) 組合員資格の得喪

職員等になった者は、その日から組合員資格を取得し、死亡又は退職の日の翌日から組合員資格を喪失する。

(3) 組合員期間の計算

組合員期間の計算は、組合員資格を取得した日の属する月から、資格を喪失した日の属する月の前月までの期間の年月数による。

組合員がその資格を喪失した後、再び組合員資格を取得したときは、前後の組合員期間を合算する。

(4) 年金額の改定

年金額の改定は、原則として、年金額の算定の基礎となる掛金の標準となった給料の額及び期末手当等の額を、物価変動率又は名目手取り賃金変動率を用いて再評価することにより、毎年度、自動的に改定される。

ただし、年金財政が安定する見通しが立つまでの間、調整期間を定め、被保険者数の変動等を用いて給付水準の自動調整（マクロ経済スライド）が行われる。

なお、物価スライド特例措置として、平成12年度から平成14年度にかけての3年間物価スライドによる減額改定（累積で△1.7%）を行わなかったことによる給付水準（特例水準）の嵩上げ分が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドを適用しないという経過措置が設けられている。

(5) 年金の支給期月

年金の支給期月は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月で、それぞれ支給期月の前月までの2ヵ月分が支給される。

(6) 年金額の算定の基礎となる平均給与月額

地方公務員共済年金の額は、平均給与月額を基礎として算定する。平均給与月額は、掛金の標準となった給料の額に再評価率を乗じて得た額を手当率によって補正した額と掛金の標準となった期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を組合員期間の月数で除した全期間平均の額をいう。

<平均給与（給料）月額の算定方法>

① 昭和61年4月以降の組合員期間

ア 平成15年3月以前の組合員期間（平均給料月額）

平成15年3月以前の組合員期間の各月の掛金の標準となった給料（注1） ×再評価率（注2）×手当率（注3）	の合算額
---	------

平成15年3月以前の組合員期間の月数

イ 平成15年4月以後の組合員期間（平均給与月額）

平成15年4月以後の組合員期間の各月の掛金の標準となった給料（注1） ×再評価率（注2） ×手当率（注3）	と	掛金の標準となった期末手当等の額（注4） ×再評価率（注2）	との合算額
---	---	-----------------------------------	-------

平成15年4月以後の組合員期間の月数

(注 1) 掛金の標準となる給料については、最高限度額及び最低限度額が次のように定められている。

	特別職の職員	一般職の職員
最高限度額	620,000 円	496,000 円
最低限度額	98,000 円	79,000 円

(注 2) 再評価率は、額の水準を毎年度水準とするための率であって、原則として受給権者が 67 歳に達した年度までは名目手取り賃金変動率を用い、受給権者が 68 歳に達した年度以後は物価変動率を用いて、毎年度改定される。

(注 3) 組合員の給料に対する諸手当を含む給与の平均的な割合である。一般職の職員であった期間については「1.25」とし、地方公務員法上の特別職の職員（教育長を含む。）であった期間については「1.00」とする。

(注 4) 掛金の標準となる期末手当等については、最高限度額が 1,500,000 円と定められている。

② 昭和 61 年 4 月 1 日前の組合員期間を有する者の特例

ア 昭和 61 年 4 月 1 日まで引き続く組合員期間を有する場合
(一般職の場合)

$$\left[\begin{array}{l} \text{昭和 56 年 4 月から昭} \\ \text{和 61 年 3 月までの掛} \\ \text{金の標準となった給} \\ \text{料を 60 年度ベース} \\ \text{におきかえた額の総} \\ \text{額} \end{array} \right] \times \frac{1}{60} \times \begin{array}{l} \text{全期間} \\ \text{換算率} \end{array} \times \text{再評価率}$$

(特別職の場合)

$$\left[\begin{array}{l} \text{昭和 56 年 4 月から昭} \\ \text{和 61 年 3 月までの掛} \\ \text{金の標準となった給} \\ \text{料を 60 年度ベース} \\ \text{におきかえた額の総} \\ \text{額} \end{array} \right] \times \frac{1}{60} \times 1.022 \times \text{再評価率}$$

イ 昭和 61 年 4 月 1 日に引き続かない同日前の組合員期間を有する場合
(一般職の場合)

$$\left[\begin{array}{l} \text{その者の通算退} \\ \text{職年金の算定基} \\ \text{礎給料を 60 年} \\ \text{度ベースにおき} \\ \text{かえた額} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{5 年} \\ \text{換算率} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{全期間} \\ \text{換算率} \end{array} \times \text{再評価率}$$

(特別職の場合)

その者の通算退職年金の算
定基礎給料を 60 年度ベー × 1.022 × 再評価率
スにおきかえた額

2 退職共済年金（その1 65歳以後の退職共済年金）

（1）支給要件

退職共済年金は、原則として、組合員期間等が25年以上ある者が、退職した後に65歳に達した場合に支給される。

なお、在職中の場合は、上記の要件のほかに、組合員期間が1年以上あることが必要となる。

- ・ 組合員期間等が25年以上であること。（注1）（注2）
- ・ 65歳に達していること。
- ・ 退職していること、又は在職中で組合員期間が1年以上あること。

（注1）組合員期間等とは、次に掲げる期間を合算した期間をいう。

（i） 組合員期間（国家公務員共済組合の組合員期間を含む。）

（ii） （i）以外の国年法に規定する保険料納付済期間に該当する次に掲げる期間

- ・ 国年法の第1号被保険者期間のうち保険料を納付した期間
- ・ 厚生年金保険の被保険者期間
- ・ 私学共済法による加入者期間
- ・ 国年法の第3号被保険者期間

（iii） 国民年金の保険料免除期間又は合算対象期間

（iv） 国民年金の保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなされた期間のうち、組合員期間以外のもの

（v） 国民年金の合算対象期間に算入することとされている期間のうち組合員期間以外のもの

（注2）受給資格期間については、組合員期間等の年数が25年未満であっても、25年以上あるものとみなす経過措置がある。

（2）退職共済年金の額

退職共済年金の額は、次の算式により計算した額である。

ただし、1年以上の引き続く組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は「職域年金相当部分の額」を除いた額である。

《退職共済年金の額の算式》

$$\boxed{\text{①厚生年金相当部分の額}} + \boxed{\text{②職域年金相当部分の額}} + \boxed{\text{③経過的加算の額}} + \boxed{\text{④加給年金額}}$$

① 厚生年金相当部分の額の算式

ア 平成 15 年 3 月以前の組合員期間(㉠)

$$\text{平均給料月額} \times \frac{7.125}{1000} \text{(注)} \times \text{㉠}$$

イ 平成 15 年 4 月以後の組合員期間(㉡)

$$\text{平均給与月額} \times \frac{5.481}{1000} \text{(注)} \times \text{㉡}$$

② 職域年金相当部分の額の算式

ア 平成 15 年 3 月以前の組合員期間(㉠)

$$\text{平均給料月額} \times \frac{1.425}{1000} \text{(注)} \times \text{㉠}$$

$$\left(\begin{array}{c} \text{組合員期間が} \\ \text{20 年未満の場合} \\ \frac{0.713}{1000} \text{(注)} \end{array} \right)$$

イ 平成 15 年 4 月以後の組合員期間(㉡)

$$\text{平均給与月額} \times \frac{1.096}{1000} \text{(注)} \times \text{㉡}$$

$$\left(\begin{array}{c} \text{組合員期間が} \\ \text{20 年未満の場合} \\ \frac{0.548}{1000} \text{(注)} \end{array} \right)$$

(注) その者の生年月日に応じて、経過措置がある。

③ 経過的加算の額の算式

ア 大正 15 年 4 月 2 日以後に生まれた者については、その者の生年月日に
応じて、次の算式により計算された額が加算される経過措置がある。

$$1,628 \text{ 円} \times \text{改定率 (注 1)} \times \text{給付乗率} \times \text{組合員期間の月数} \\ \text{— 老齢基礎年金のうち「組合員期間に係る部分に相当する額」}$$

なお、下記の物価スライド特例により嵩上げされた特例水準の額が上記の額
を上回るため、平成 25 年度は特例水準の額となる。

(物価スライド特例により嵩上げされた特例水準の額の算式)

$$1,676 \text{ 円} \times \text{給付乗率} \times \text{組合員期間の月数} \times 0.978 \text{ (注 2)} \\ \text{— 老齢基礎年金のうち「組合員期間に係る部分に相当する額」}$$

(注1) 受給権者が67歳に達した年度までは名目手取り賃金変動率を、受給権者が68歳に達した年度以後は物価変動率を基準として毎年度改定される。

(注2) 「平成24年平均の全国消費者物価指数」の対前年比変動率は0.0%となった。

そのため、平成12～14年度の物価スライド特例措置後の特例水準引き下げの累計は△2.2%のままであり、 $1 - 0.022 = 0.978$ となる。

イ 大正15年4月1日以前に生まれた者、又は昭和60年改正前の制度における退職年金等の受給権者であった者で、昭和6年4月1日以前に生まれた者については、老齢基礎年金は支給されない。

しかし、これらの者に係る退職共済年金については、次のような老齢基礎年金に相当する額を含む額（いわゆる「経過的加算の額」）が加算される。

《経過的加算の額の算式》

$3,053 \text{円} \times \text{改定率} \times \text{組合員期間の月数}$

なお、下記の物価スライド特例により嵩上げされた特例水準の額が上記の額を上回るため、平成25年度は特例水準の額となる。

《物価スライド特例により嵩上げされた特例水準の額の算式》

$3,143 \text{円} \times \text{組合員期間の月数} \times 0.978$

④ 加給年金額

ア 支給要件

組合員期間が20年以上である者が、退職共済年金を受ける権利を取得した当時、その者によって生計を維持していた次の者(注1)があるときは、次のイに掲げる加給年金額が加算される。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・65歳未満の配偶者(注2)・18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子・20歳未満で、障害等級が1級又は2級に該当する障害の状態にある子 |
|---|

(注1) 退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時その者と生計を共にしていた者のうち、恒常的な収入金額が「将来にわたって年額850万円以上とならない者その他これに準ずる者として総務大臣が定める者」をいう。

(注2) 受給権者又は配偶者の生年月日が大正15年4月1日以前の者には、国民年金法による老齢基礎年金が支給されないので、その配偶者が65歳になっても引き続き加給年金額が支給される。

イ 加給年金額

	本来額	特例水準額 (H25. 4～9)
配偶者(注3)	224,700円×賃金変動等改定率(注4)	226,300円
子(2人まで1人につき)	224,700円×賃金変動等改定率(注4)	226,300円
子(2人を超える1人につき)	74,900円×賃金変動等改定率(注4)	75,400円

(注3) 退職共済年金の受給権者の生年月日に応じて、さらに次表に掲げる金額が加算される。

生年月日	加算額	
	本来額	特例水準額 (H25. 4～9)
昭和 9.4.2～昭和15.4.1	33,200円×賃金変動等改定率(注4)	33,300円
昭和15.4.2～昭和16.4.1	66,300円×賃金変動等改定率(注4)	66,800円
昭和16.4.2～昭和17.4.1	99,500円×賃金変動等改定率(注4)	100,200円
昭和17.4.2～昭和18.4.1	132,600円×賃金変動等改定率(注4)	133,600円
昭和18.4.2以後に生まれた者	165,800円×賃金変動等改定率(注4)	166,900円

(注4) 平成25年度の賃金変動等改定率は、0.982である。

受給権者の年齢に関係なく名目手取り賃金変動率(賃金変動等改定率)を基準として毎年度改定される。

なお、物価スライド特例により嵩上げされた特例水準の額が本来額を上回るため、平成25年度は特例水準の額となる。

ウ 加給年金額の失権及び停止

加給年金額の加算の対象となっている配偶者又は子が死亡したとき、配偶者が65歳に達したとき、子が婚姻したとき等は、加算されないこととされている。

また、配偶者が退職共済年金又は障害共済年金等の支給を受けることができる場合は、その間、加給年金額の支給は停止される。

なお、当該配偶者を対象とした加給年金額が加算された老齢厚生年金の支給を受けることができる場合も、当該加給年金額の支給は停止される。

(3) 年金額の保障

① 従前の算定方式による年金額の保障(いわゆる「みなし従前額保障」)

ア 昭和61年4月1日(以下「施行日」という。以下同じ)以後に退職した者のうち、同日前に長期に在職していた者に係る退職共済年金の額の特例

施行日以後に退職した者のうち、施行日の前日に退職していたとしたならば「従前の制度による退職年金」を受けることができた者の退職共済年金については、その者が「同日に退職したとしたならば支給されたであろう退職年金の額」が保障される。

イ 施行日の前日において通算退職年金の受給権を有していた者に係る退職共済年金の額の特例

施行日の前日における通算退職年金の額が保障される。

ただし、老齢基礎年金が支給されるときは、当該老齢基礎年金のうちの組合員期間に係る部分に相当する額を控除した額が保障される。

ただし、受給権取得月から申出日の属する月までの期間が5年を超える場合にあっては、当該申出日の5年前の日の属する月の翌月から申出日の属する月までの各月の支給率となる。

(注2) 7/1000に、受給権取得月から繰下げの申出をした日の属する月の前月までの月数(当該月数が60月を超えるときは、60月)を乗じて得た率。

(5) 退職共済年金と給与との調整

退職共済年金は、その受給権者が在職中である場合はその支給を停止することとされているが、その者の給与の額と退職共済年金の額(職域年金相当部分、加給年金額及び経過的加算の額を除く。)との合計額に応じて、退職共済年金の一部が支給される。

《一部支給される退職共済年金の額》

- 1 基準給与月額相当額(注1)と基本月額(注2)との合計額が28万円以下の場合

$$\text{在職中支給基本額(注3)} + \text{加給年金額} + \text{経過的加算の額} \\ A$$

- 2 基準給与月額相当額と基本月額の合計額が28万円を超える場合

- ① 基本月額が28万円以下で、かつ、基準給与月額相当額が48万円以下の場合

$$\text{在職中支給基本額} - (\text{基準給与月額相当額} + \text{基本月額} - 28 \text{万円}) \times \frac{1}{2} \times 12 + A$$

- ② 基本月額が28万円以下、かつ、基準給与月額相当額が48万円を超える場合

$$\text{在職中支給基本額} - \{ (48 \text{万円} + \text{基本月額} - 28 \text{万円}) \times \frac{1}{2} + (\text{基準給与月額相当額} - 48 \text{万円}) \} \times 12 + A$$

- ③ 基本月額が28万円を超え、かつ、基準給与月額相当額が48万円以下の場合

$$\text{在職中支給基本額} - \text{基準給与月額相当額} \times \frac{1}{2} \times 12 + A$$

- ④ 基本月額が28万円を超え、かつ、基準給与月額相当額が48万円を超える場合

$$\text{在職中支給基本額} - (\text{基準給与月額相当額} - 48 \text{万円}) \times \frac{1}{2} \times 12 + A$$

(注1) 各年の1月から8月までは前年の5月、9月から12月までは当該年の5月におけるその者の掛金の標準となった給料の額に手当率を乗じて得た額と各月以前の1年間の掛金の標準となった期末手当等の額の総額を12で除して得た額との合算額

(注2) 在職中支給基本額(注3)を12で除して得た額

(注 3) 退職共済年金の額から職域年金相当部分、加給年金額及び経過的加算の額を控除した額

(注 4) 28 万円 (停止解除調整開始額) 及び 48 万円 (停止解除調整変更額) は、政令で定めるところにより改定される。(停止解除調整変更額は、平成 22 年度が 47 万円、平成 23 年度以降が 46 万円である。)

(注 5) 加給年金額及び経過的加算の額を加算する前の額が 0 円又はマイナスとなる場合は、在職中一部支給は行わない。

(6) 退職共済年金の失権

退職共済年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときに消滅することとされている。

3 退職共済年金（その2 60～64歳の特例による退職共済年金）

退職共済年金は、法の本則上 65 歳から支給されるが、昭和 60 年改正前の法に基づく年金給付との均衡を考慮し、原則として 60 歳から支給することとされた。これは 65 歳から支給される退職共済年金とは別に「特例による退職共済年金」として構成されている。

（1）支給要件

65 歳未満の者が、次の要件のいずれにも該当する場合、その者が 65 歳に達するまでの間、「特例による退職共済年金」が支給される。

ただし、昭和 36 年 4 月 2 日以後に生まれた一般職員及び昭和 42 年 4 月 2 日以後に生まれた特定警察職員等（注1）は除かれる。

- ・ 60 歳以上であること（注2）
- ・ 1 年以上の組合員期間を有すること
- ・ 組合員期間等が 25 年以上であること

（注 1）特例による退職共済年金の受給権を取得したときにおいて、特定階級職員であり、かつ、引き続き 20 年以上特定階級職員として在職していた者等をいう。

なお、特定階級職員とは、次の者をいう。

- 警部以下の階級である警察官
- 皇宮警部以下の階級である皇宮護衛官
- 消防司令以下の階級である消防吏員
- 副団長以下の階級である常勤の消防団員

（注 2）給与比例部分の支給開始年齢が平成 25 年度から平成 37 年度にかけて 3 年ごとに 1 歳ずつ、段階的に 60 歳から 65 歳に引き上げられる。

（2）特例による退職共済年金の額

特例による退職共済年金の額は、次の算式により計算した額である。ただし、1 年以上の引き続き組合員期間を有しない者については、職域年金相当部分の額は支給されない。

① 昭和 16 年 4 月 1 日以前に生まれた一般職員及び昭和 22 年 4 月 1 日以前に生まれた特定警察職員等

$$\boxed{\text{ア 定額部分の額}} + \boxed{\text{イ 給与比例部分の額}} + \boxed{\text{ウ 加給年金額}}$$

ア 定額部分の額の算式

$$\boxed{1,628 \text{ 円} \times \text{改定率} \times \text{乗率} \times \text{組合員期間の月数}}$$

なお、下記の物価スライド特例により嵩上げされた特例水準の額が上記の額を上回るため、平成 25 年度は特例水準の額となる。

(物価スライド特例により嵩上げされた特例水準の額の算式)

$1,676 \text{ 円} \times \text{乗率} \times \text{組合員期間の月数} \times 0.978$
--

イ 給与比例部分の額の算定

退職共済年金（その 1 65 歳以後の退職共済年金）の額（厚生年金相当部分の額及び職域年金相当部分の額）の算定方法と同じ。

ウ 加給年金額

支給要件及び額については、退職共済年金（その 1 65 歳以後の退職共済年金）に加算される加給年金額と同じ（ただし、定額部分が発生した当時、その者によって生計を維持されていた場合に加算する。）。

- ② 昭和 16 年 4 月 2 日から昭和 24 年 4 月 1 日までの間に生まれた一般職員及び昭和 22 年 4 月 2 日から昭和 30 年 4 月 1 日までの間に生まれた特定警察職員等（④に該当する者を除く。）

特例による退職共済年金の額のうち定額部分の支給開始年齢が、3 年ごとに 1 歳ずつ段階的に 60 歳から 65 歳に引き上げられた。

したがって、特例による退職共済年金の額は生年月日に応じ、60 歳から表の右欄の年齢に達するまでの間は前記①の算式のうち給与比例部分の額とされ、表の右欄の年齢から 65 歳までの間は前記①の算式により算定された額とされている。

○ 一般職員に係る支給開始年齢

生 年 月 日	支給開始年齢
昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日	61 歳
昭和 18 年 4 月 2 日～昭和 20 年 4 月 1 日	62 歳
昭和 20 年 4 月 2 日～昭和 22 年 4 月 1 日	63 歳
昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日	64 歳

○ 特定警察職員等に係る支給開始年齢

生 年 月 日	支給開始年齢
昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日	61 歳
昭和 24 年 4 月 2 日～昭和 26 年 4 月 1 日	62 歳
昭和 26 年 4 月 2 日～昭和 28 年 4 月 1 日	63 歳
昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日	64 歳

- ③ 昭和 24 年 4 月 2 日から昭和 36 年 4 月 1 日までの間に生まれた一般職員及び昭和 30 年 4 月 2 日から昭和 42 年 4 月 1 日までの間に生まれた特定警察職員等（④に該当する者を除く。）

特例による退職共済年金の額のうち給与比例部分の支給開始年齢についても3年ごとに1歳ずつ段階的に60歳から65歳に引き上げられた。

したがって、特例による退職共済年金は、生年月日に応じ表の右欄の年齢から支給され、その額は前記①の算式のうち給与比例部分の額とされている。

○ 一般職員に係る支給開始年齢

生年月日	支給開始年齢
昭和24年4月2日～昭和28年4月1日	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳

○ 特定警察職員等に係る支給開始年齢

生年月日	支給開始年齢
昭和30年4月2日～昭和34年4月1日	60歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	61歳
昭和36年4月2日～昭和38年4月1日	62歳
昭和38年4月2日～昭和40年4月1日	63歳
昭和40年4月2日～昭和42年4月1日	64歳

④ 障害者及び長期在職者（組合員期間44年以上）

昭和16年4月2日以後に生まれた一般職員及び昭和22年4月2日以後に生まれた特定警察職員等のうち、給与比例部分相当の特例による退職共済年金の受給権者が、組合員でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にある、あるいは組合員期間が44年以上である者に係る特例による退職共済年金の額は、前記①の算式により算定された額とされている。

(3) 特例による退職共済年金と老齢基礎年金の繰上げ支給との併給調整

平成6年改正前の特例による退職共済年金は、老齢基礎年金の繰上げ支給を受給することができるときは、その支給を停止することとされていたが、平成6年法改正により、特例による退職共済年金が原則として給与（給料）比例相当部分の額とされたため、就労により収入を得ることが困難な場合等の生活保障の観点から、特例による退職共済年金と老齢基礎年金の繰上げ支給との併給調整については、次のとおりとされている。

① 昭和16年4月1日以前生まれの者が老齢基礎年金の繰上げ支給を受給する場合

⇒特例による退職共済年金を全額支給停止

② 昭和16年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた一般職員及び昭和22年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた特定警察職

員等が老齡基礎年金の繰上げ支給を受給する場合

ア 前記(2)②の表の生年月日の受給権者が右欄の年齢に達した年齢以後65歳までの間(一部繰上げをする場合を除く。)

⇒特例による退職共済年金の額のうち、定額部分の額を支給停止)

イ 60歳以後、前記(2)の表の生年月日の受給権者が右欄の年齢に達するまでの間

⇒特例による退職共済年金に繰上げ調整額(注)を加算し、一部繰上げ支給の老齡基礎年金と併給

$$\boxed{\text{年金額}} = \boxed{\text{厚生年金相当部分の額}} + \boxed{\text{職域年金相当部分の額}} + \boxed{\text{繰上げ調整額}}$$

(注) 繰上げ調整額 = 定額部分の額 × (1 - B / A)

A : 請求日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数

B : 請求日の属する月から満額支給開始年齢に達する日の属する月の前月までの月数

③ 障害等級に該当する程度の障害の状態にあること又は組合員期間が44年以上となったことを理由として定額部分に相当する額を含む特例による退職共済年金の支給を受けている者が老齡基礎年金の繰上げ支給(一部繰上げをする場合を除く。)を受給する場合

⇒特例による退職共済年金の額のうち、定額部分の額を支給停止

④ 昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた一般職員又は昭和34年4月2日から昭和42年4月1日までの間に生まれた特定警察職員等が、60歳以後、40頁③の表の右欄の年齢に達するまでの間に退職共済年金の繰上げ支給を受給する場合

⇒全部繰上げ支給又は一部繰上げ支給の老齡基礎年金と併給

(4) 年金額の保障

退職共済年金(その1 65歳以後の退職共済年金)と同様の保障がある。

(5) 退職共済年金と給与との調整

退職共済年金(その1 65歳以後の退職共済年金)と同様の調整がある。

(6) 特例による退職共済年金の失権

特例による退職共済年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したとき又は65歳に達したときに消滅することとされている。

4 日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給

(1) 支給要件

組合員期間が6月以上である日本国籍を有しない者であって、組合員期間等が25年未満である者は、脱退一時金を請求することができる。

ただし、次のいずれかに該当するときは、請求できない。

- ・ 日本国内に住所を有するとき
- ・ 障害共済年金等の権利を有したことがあるとき
- ・ 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日から起算して2年を経過しているとき
- ・ 通算関係にある外国の年金制度の適用を受ける者であるとき

(2) 脱退一時金の額

脱退一時金の額は、その者の組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となった給料の額の総額を当該組合員期間の月数で除して得た金額に給料に係る支給率を乗じて得た額、及び当該組合員期間の掛金の標準となった期末手当等の額の総額を当該組合員期間の月数で除して得た金額に期末手当等に係る支給率を乗じて得た額の合算額とする。

脱退一時金の額

$$= (\text{①} + \text{②}) / \text{組合員期間} \times \text{給料に係る支給率 (注1)} \\ + \text{③} / \text{組合員期間} \times \text{期末手当等に係る支給率 (注2)}$$

① 平成15年3月以前の各月の掛金の標準となった給料×1.3の総額

② 平成15年4月以後の各月の掛金の標準となった給料の総額

③ 平成15年4月以後の掛金の標準となった期末手当等の額の総額

(注1) 給料に係る支給率＝給料と掛金との割合
×次表に定める数

(注2) 期末手当等に係る支給率＝期末手当等と掛金との割合
×次表に定める数

組合員期間	数	組合員期間	数
6月以上12月未満	6	24月以上30月未満	24
12月以上18月未満	12	30月以上36月未満	30
18月以上24月未満	18	36月以上	36

(注3) 給料又は期末手当等と掛金との割合は、最終月（最後に組合員の資格を喪失した日の属する月の前月）の属する年の前年10月における割合（最終月が1月から8月までにあつては、前々年10月における割合）とする。

5 障害共済年金

(1) 支給要件

障害共済年金は、次の要件のいずれかに該当する場合に支給される。

- ① 組合員である間に初診日があり、かつ、障害認定日(注)に3級以上の障害等級に該当する程度の障害状態にあるとき
- ② 障害認定日に3級以上の障害状態になかった者が、その後、65歳に達する日の前日までに、同一傷病により3級以上の障害状態になり、障害共済年金の支給を請求したとき(いわゆる「事後重症制度」)
- ③ 「傷病(基準傷病)」の初診日において組合員であった者のうち、「他の傷病」により障害の状態にある者が、「基準傷病」に係る障害認定日以後65歳に達する日の前日までに初めて「基準傷病」による障害と「他の傷病」による障害とを併合して2級以上の障害状態となったとき

(注) 初診日から起算して1年6月を経過した日。

ただし、その期間内に治ったとき又は症状が固定し、治療効果が期待できなくなったときは、その日。

(2) 昭和61年3月31日において障害の状態にある者の特例

昭和61年3月31日に組合員であった者で、かつ、同日において退職したならば「従前の制度による障害年金」を受ける権利を有することとなる者については、その者が同日において退職したものとみなして「従前の制度による障害年金」が支給される。

なお、その者が組合員である間、支給は停止されるが、一定の条件に該当する場合には、年金の一部が支給される。

(3) 障害共済年金の額

障害共済年金の額は、「公務等によらない障害共済年金」と「公務等による(注1)障害共済年金」とで算式が異なる。

《 障害共済年金の額の算式 》

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{厚生年金} \\ \text{相当部分の額} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{職域年金} \\ \text{相当部分の額} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{加給年金額} \\ \text{(2級以上)} \end{array}}$$

① 「公務等によらない障害共済年金」の算式

○ 厚生年金相当部分の額の算式(注2)

(1) 平成15年3月以前の組合員期間(Ⓐ)

$$\text{平均給料月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{Ⓐ}$$

(2) 平成15年4月以後の組合員期間(Ⓑ)

$$\text{平均給与月額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{Ⓑ}$$

$$\ast \frac{\{(1) + (2)\}}{1000} \times \frac{125}{100} \quad (1 \text{ 級}) \left[\frac{100}{100} \quad (2 \text{ 級} \cdot 3 \text{ 級}) \right]$$

(注3)

○ 職域年金相当部分の額の算式

(1) 平成15年3月以前の組合員期間(Ⓐ)

$$\text{平均給料月額} \times \frac{1.425}{1000} \times \text{Ⓐ}$$

(2) 平成15年4月以後の組合員期間(Ⓑ)

$$\text{平均給与月額} \times \frac{1.096}{1000} \times \text{Ⓑ}$$

$$\ast \frac{\{(1) + (2)\}}{1000} \times \frac{125}{100} \quad (1 \text{ 級}) \left[\frac{100}{100} \quad (2 \text{ 級} \cdot 3 \text{ 級}) \right]$$

(注3)

(注1) 公務又は通勤による傷病により障害の状態になった場合をいう。

(注2) 障害基礎年金が支給されない場合には、厚生年金相当部分の額が障害基礎年金の額に4分の3を乗じて得た額より少ないときは、当該金額を厚生年金相当部分の額とする。

(注3) 障害認定日の属する月後の組合員期間の月数を含まない。

また、組合員期間の月数が300月未満のときは、組合員期間の月数を300月とするが、この場合において平成15年4月1日前後に組合員期間がある場合には、その前後の組合員期間の月数に応じて300月を按分する。

② 「公務等による障害共済年金」の算式

○ 厚生年金相当部分の額の算式

「公務等によらない障害共済年金」の算式と同じ

○ 職域年金相当部分の額の算式

(1) 平成 15 年 3 月以前の組合員期間(㉑)

$$\textcircled{1} \quad \text{平均給料月額} \times 12 \times \frac{28.5}{100} \quad (\text{1 級}) \quad \left[\frac{19}{100} \quad (\text{2 級} \cdot \text{3 級}) \right]$$

$$\textcircled{2} \quad \text{平均給料月額} \times \frac{1.425}{1000} \times (\text{全組合員期間} - 300 \text{ 月}) \\ \times \frac{125}{100} \quad (\text{1 級}) \quad \left[\frac{100}{100} \quad (\text{2 級} \cdot \text{3 級}) \right] \quad (\text{注 1})$$

$$\Rightarrow \frac{(\textcircled{1} + \textcircled{2})}{\text{全組合員期間}}$$

(2) 平成 15 年 4 月以後の組合員期間(㉒)

$$\textcircled{1} \quad \text{平均給与月額} \times 12 \\ \times \frac{21.923}{100} \quad (\text{1 級}) \quad \left[\frac{14.615}{100} \quad (\text{2 級} \cdot \text{3 級}) \right]$$

$$\textcircled{2} \quad \text{平均給与月額} \times \frac{1.096}{1000} \times (\text{全組合員期間} - 300 \text{ 月}) \\ \times \frac{125}{100} \quad (\text{1 級}) \quad \left[\frac{100}{100} \quad (\text{2 級} \cdot \text{3 級}) \right] \quad (\text{注 1})$$

$$\Rightarrow \frac{(\textcircled{1} + \textcircled{2})}{\text{全組合員期間}}$$

※ 年金額 = (1) + (2)

(注 1) 全組合員期間の月数が 300 月を超えるときのみ適用する。

③ 加給年金額

障害等級が 1 級又は 2 級に該当する障害共済年金の受給権者によって生計を維持している 65 歳未満の配偶者がいるときは、加給年金額が加算される。

なお、配偶者の生年月日が大正 15 年 4 月 1 日以前の者には、退職共済年金と同様、65 歳になっても引き続き加給年金額が加算される。

ただし、配偶者が退職共済年金又は障害共済年金等の支給を受けることができるときは、加給年金額の支給は停止される。

④ 「公務等による障害共済年金」の最低保障額

厚生年金相当部分の額と職域年金相当部分の額との合算額が、次表の額より少ないときは、次表の額に加給年金額（障害等級が 1 級又は 2 級の場合）を加えた額が保障される。

	本来額	特例水準額 (H25. 4～9)
1 級の場合	4, 152, 600 円 × 改定率	4, 182, 500 円
2 級の場合	2, 564, 800 円 × 改定率	2, 583, 300 円
3 級の場合	2, 320, 600 円 × 改定率	2, 337, 300 円

なお、物価スライド特例により嵩上げされた特例水準の額が本来額を上回るため、平成 25 年度は特例水準の額となる。

(4) 年金額の保障

① 施行日前の傷病による障害に係る障害共済年金額の特例

(いわゆる「みなし従前額保障」)

施行日前の組合員期間を有する者で、施行日前の組合員である間の傷病により施行日以後において障害の状態にある者については、「施行日前日において障害年金の給付事由が生じていたとしたならば、同日において支給されるべき障害年金の額」が保障される(障害基礎年金が支給されるときは、当該障害基礎年金額を控除した額が保障される)。

② 平成 16 年法改正における年金額の保障

退職共済年金と同様の考え方にに基づき算定した年金額が保障される。

(5) 障害共済年金と給与との調整

退職共済年金と同様に、その受給権者が組合員である間は、その支給を停止することとされているが、その者の給与の額と障害共済年金額の合計額に応じて、障害共済年金の一部が支給される。

(6) 地方公務員災害補償法等との調整

地方公務員災害補償法等による障害補償が行われる間、公務等による障害共済年金の額のうち、次の額の支給が停止される。

$$\begin{aligned} \text{ア} & \text{ 平均給料月額} \times 12 \times \frac{28.5}{100} \text{ (1 級)} \left[\frac{19}{100} \text{ (2 級・3 級)} \right] \\ & \times \frac{\text{H15.3以前の組合員期間}}{\text{全組合員期間}} \\ \text{イ} & \text{ 平均給与月額} \times 12 \times \frac{21.923}{100} \text{ (1 級)} \left[\frac{14.615}{100} \text{ (2 級・3 級)} \right] \\ & \times \frac{\text{H15.4以後の組合員期間}}{\text{全組合員期間}} \\ \text{調整額} & = \text{ア} + \text{イ} \end{aligned}$$

なお、停止額については、平成 16 年法改正における年金額の保障と同様の考え方にに基づき算定した停止額が、上記の算定式による停止額を上回る場合は、その額を停止額とする。

(7) 障害共済年金の失権

障害共済年金の受給権者が死亡したとき、障害の程度が減退し障害等級3級にも該当せず、3年を経過して65歳に達したときは、障害共済年金を受ける権利は消滅する。

6 障害一時金

障害一時金は、組合員である間に初診日のある「公務による傷病以外の傷病」により退職した場合において、その退職の日に「障害共済年金が支給されない程度の一定の障害状態にある」ときに支給される。

(1) 支給要件

障害一時金は、次の要件のいずれにも該当している者が退職した場合に支給される。

- ① 公務によらないで傷病にかかった者であること
- ② 初診日に組合員であること
- ③ 退職の日において、障害共済年金が支給されない程度の一定の障害状態にあること
- ④ 退職していること

(2) 障害一時金の額

《障害一時金の額の算式》

$$\boxed{\text{①厚生年金相当部分の額}} + \boxed{\text{②職域年金相当部分の額}}$$

① 厚生年金相当部分の額の算式

$$\begin{aligned} & \text{(1) 平成 15 年 3 月以前の組合員期間(Ⓐ)} \\ & \text{平均給料月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{Ⓐ} \\ & \qquad \qquad \qquad + \\ & \text{(2) 平成 15 年 4 月以後の組合員期間(Ⓑ)} \\ & \text{平均給与月額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{Ⓑ} \end{aligned} \quad \times \frac{200}{100}$$

② 職域年金相当部分の額の算式

$$\begin{aligned} & \text{(1) 平成 15 年 3 月以前の組合員期間(Ⓐ)} \\ & \text{平均給料月額} \times \frac{1.425}{1000} \times \text{Ⓐ} \\ & \qquad \qquad \qquad + \\ & \text{(2) 平成 15 年 4 月以後の組合員期間(Ⓑ)} \\ & \text{平均給与月額} \times \frac{1.096}{1000} \times \text{Ⓑ} \end{aligned} \quad \times \frac{200}{100}$$

(注1) 組合員期間が 300 月未満のときは、300 月とする。ただし、平成 15 年

4月1日前後に組合員期間がある場合には、その前後の組合員期間の月数に応じて300月を按分する。

(注2) 厚生年金相当部分の額が、障害基礎年金の額に4分の3を乗じて得た額より少ないときは、当該金額を厚生年金相当部分の額とする。

(3) 額の保障

平成12年改正前の算定方式による額(給与(給料)は平成6年水準とし、給付水準は5%適正化前)を平成6年度以降物価スライドさせた額(従前額改定率を乗じて得た額)が、上記の額を上回る場合は、その額が保障される。

(4) 他の給付との調整

退職の日に次のいずれかに該当する者には、障害一時金は支給されない。

- ① 退職共済年金等の受給権者(障害状態に該当しなくなった日から3年を経過した障害共済年金の受給権者で今も障害状態に該当しない者を除く。)
- ② 国年法、厚年法等の年金である給付の受給権者(障害状態に該当しなくなった日から3年を経過した障害基礎年金・障害厚生年金等の受給権者で今も障害状態に該当しない者を除く。)
- ③ 同一傷病について地方公務員災害補償法による通勤災害に係る障害補償等の受給権者

7 遺族共済年金

(1) 遺族の範囲等

遺族共済年金を受けることができる遺族とは、組合員（又は組合員であった者）の死亡の当時、その者によって生計を維持されていた(注1)次の者をいう。

- | |
|--------------|
| ① 配偶者及び子(注2) |
| ② 父母 |
| ③ 孫(注2) |
| ④ 祖父母 |

(注1) 生計同一要件（死亡した者と生計を共にしていたこと）と、収入要件（年収 850 万円以上の収入を将来にわたって有すると認められないこと）の2つの要件を満たしていることをいう。

(注2) 子及び孫については、次のいずれかに該当している者に限られる。

- ・18歳に達する日の属する年度の末日までの間で、まだ配偶者がいないこと。
- ・組合員（又は組合員であった者）の死亡当時から引き続き障害等級が1級若しくは2級の障害の状態にあること。

遺族が2人以上いる場合には、前記①～④の順序で遺族共済年金が支給される。

なお、同順位者が2人以上いる場合には、その人数によって等分して支給される。

また、先順位者が失権したときは、次順位者に転給される。

(2) 支給要件

遺族共済年金は、組合員又は組合員であった者が次の要件のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給される。

- | |
|---|
| ① 組合員が死亡したとき |
| ② 組合員であった者が、退職後に、組合員であった間に初診日がある傷病により、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき |
| ③ 障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある障害共済年金の受給権者(注1)が死亡したとき |
| ④ 退職共済年金の受給権者(注2)又は組合員期間等が25年以上(注3)である者が死亡したとき |

(注1) 「昭和60年改正前の法による障害年金」の受給権者を含む。

(注2) 「昭和60年改正前の法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金」の受給権者を含む。

(注3) 死亡した者の生年月日に応じて、経過措置がある。

(3) 遺族共済年金の額

配偶者（65歳未満の配偶者又は65歳以上で退職共済年金（老齢厚生年金）の受給権を有しない配偶者に限る。）、子、父母、孫及び祖父母が受給する場合。

《遺族共済年金の額の算式》

$$\boxed{\text{厚生年金相当部分の額}} + \boxed{\text{職域年金相当部分の額}}$$

① 公務等によらない遺族共済年金の算式

ア 前記（2）の支給要件の①～③に該当する場合

○ 厚生年金相当部分の額の算式

(1) 平成15年3月以前の組合員期間(㉠)

$$\text{平均給料月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{㉠}$$

(2) 平成15年4月以後の組合員期間(㉡)

$$\text{平均給与月額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{㉡}$$

$$\ast \frac{\{(1) + (2)\}}{4}$$

(注1)

○ 職域年金相当部分の額の算式

(1) 平成15年3月以前の組合員期間(㉠)

$$\text{平均給料月額} \times \frac{1.425}{1000} \times \text{㉠}$$

(2) 平成15年4月以後の組合員期間(㉡)

$$\text{平均給与月額} \times \frac{1.096}{1000} \times \text{㉡}$$

$$\ast \frac{\{(1) + (2)\}}{4}$$

(注1)

イ 前記（２）の支給要件の④に該当する場合

<p>○ 厚生年金相当部分の額の算式</p> <p>(1) 平成 15 年 3 月以前の組合員期間(㉠)</p> $\text{平均給料月額} \times \frac{7.125}{1000} \text{(注 2)} \times \text{㉠}$ <p>(2) 平成 15 年 4 月以後の組合員期間(㉡)</p> $\text{平均給与月額} \times \frac{5.481}{1000} \text{(注 2)} \times \text{㉡}$ $\{(1) + (2)\} \times \frac{3}{4}$
<p>○ 職域年金相当部分の額の算式</p> <p>(1) 平成 15 年 3 月以前の組合員期間(㉠)</p> $\text{平均給料月額} \times \frac{1.425}{1000} \text{(注 2)} \times \text{㉠}$ <div style="text-align: center;"> <p>（組合員期間が 20 年未満の場合 $\frac{0.713}{1000}$ (注 2)）</p> </div> <p>(2) 平成 15 年 4 月以後の組合員期間(㉡)</p> $\text{平均給与月額} \times \frac{1.096}{1000} \text{(注 2)} \times \text{㉡}$ <div style="text-align: center;"> <p>（組合員期間が 20 年未満の場合 $\frac{0.548}{1000}$ (注 2)）</p> </div> $\{(1) + (2)\} \times \frac{3}{4}$

(注 1) 組合員期間の月数が 300 月未満のときは、組合員期間の月数を 300 月とする。ただし、平成 15 年 4 月 1 日前後に組合員期間がある場合には、その前後の組合員期間の月数に応じて 300 月を按分する。

(注 2) 死亡した組合員又は組合員であった者の生年月日に応じて、経過措置がある。

② 公務等による遺族共済年金の算式

ア 前記（２）の支給要件の①～③に該当する場合

<p>○ 厚生年金相当部分の額の算式</p> <p>「公務等によらない遺族共済年金」アの算式と同じ</p>

<p>○ 職域年金相当部分の額の算式</p> <p>(1) 平成 15 年 3 月以前の組合員期間(㉠)</p> $\text{平均給料月額} \times \frac{3.206}{1000} \times \text{㉠}$ <p>(2) 平成 15 年 4 月以後の組合員期間(㉡)</p> $\text{平均給与月額} \times \frac{2.466}{1000} \times \text{㉡}$ <p style="text-align: center;">※ {(1) + (2)}</p>

イ 前記(2)の支給要件の④に該当する場合

<p>○ 厚生年金相当部分の額の算式</p> <p>「公務等によらない遺族共済年金」イの算式と同じ</p>
<p>○ 職域年金相当部分の額の算式</p> <p>(1) 平成 15 年 3 月以前の組合員期間(㉠)</p> $\text{平均給料月額} \times \frac{3.206}{1000} \text{(注)} \times \text{㉠}$ <p>(2) 平成 15 年 4 月以後の組合員期間(㉡)</p> $\text{平均給与月額} \times \frac{2.466}{1000} \text{(注)} \times \text{㉡}$ <p style="text-align: center;">{(1) + (2)}</p>

(注) 死亡した組合員又は組合員であった者の生年月日に応じて、経過措置がある。

算定した額が、1,038,100 円に改定率を乗じて得た額より少ないときは、その額が公務等による遺族共済年金の額とされる。

なお、平成 25 年度は、物価スライド特例により嵩上げされた特例水準の額(1,045,600 円 (H25.4~9))となる。

(4) 遺族共済年金の額(その2)

① 退職共済年金(老齢厚生年金)の受給権を有する65歳以上の配偶者が遺族共済年金を受給する場合は、次のAとBとを比較していずれか多い方の額とされる。

ア 法又は国共法の退職共済年金の受給権がある場合

<p>A : 前記(3)により算定した遺族共済年金の額</p> <p>B : 前記(3)により算定した遺族共済年金の額 $\times \frac{2}{3}$</p> <p>+ (退職共済年金 - 職域部分) $\times \frac{1}{2}$ + 退職共済年金の職域部分 $\times \frac{1}{2}$</p>
--

イ ア以外の退職共済年金の受給権がある場合

A：前記（3）により算定した遺族共済年金の額

B：(前記（3）により算定した遺族共済年金の額－職域部分) $\times \frac{2}{3}$
+ 遺族共済年金の職域部分 + (退職共済年金－職域部分) $\times \frac{1}{2}$

② 前記（2）の支給要件の④により受給権が発生する遺族共済年金であって、65歳に達している退職共済年金（老齢厚生年金）の受給権を有する配偶者であった遺族に対するものの金額は次の区分により決定される。

ア 次のAとBとを比較して、 $A \geq B$ のときは、Aの額とする。

A：前記（3）により算定した遺族共済年金＋遺族厚生年金及び他の遺族共済年金（同一給付事由に限る。）（以下、「合算遺族給付」という。）

B：(合算遺族給付－遺族共済年金の職域部分 (注1)) $\times \frac{2}{3}$ + (退職共済年金－職域部分 (注2)) $\times \frac{1}{2}$ + 遺族共済年金の職域部分 (注3)

(注1) ①法又は国共法の退職共済年金を有しない場合：遺族共済年金の職域部分

②私学共済法の遺族共済年金を有し、同法の退職共済年金を有しない場合：当該遺族共済年金の職域部分

③①及び②のいずれにも該当する場合：それぞれの合算額

①及び②のいずれにも該当しない場合：0

(注2) 私学共済法の遺族共済年金を有さず、同法の退職共済年金を有する場合：当該退職共済年金の職域部分

その他の場合：0

(注3) (注1)の①又は②のいずれかとするが、いずれにも該当する場合はそれぞれの合算額、いずれにも該当しない場合は0

イ $A < B$ のときは、次の額とする。

前記アのBの額－(遺族共済年金の職域部分 (注1) (又は遺族共済年金の職域部分 $\times \frac{2}{3}$ (注2) + 退職共済年金の職域部分 $\times \frac{1}{2}$ (注2)))

\times $\frac{\text{遺族共済年金のうち厚生年金相当部分}}{\text{合算遺族給付－職域部分 (注3)}}$

$+$ $\frac{\text{遺族共済年金の職域部分 (注4) (又は遺族共済年金の職域部分)} \times \frac{2}{3} \text{ (注5) + 退職共済年金の職域部分} \times \frac{1}{2} \text{ (注5)}}{2}$

(注1) 法又は国共法の退職共済年金を有しない場合、私学共済法の遺族共済年

- 金を有し、同法の退職共済年金を有しない場合
 (注2) 法又は国共法の退職共済年金を有する場合、私学共済法の遺族共済年金を有し、同法の退職共済年金を有する場合
 (注3) 私学共済法の遺族共済年金も有する場合、遺族共済年金それぞれの職域部分の合算額
 (注4) 法及び国共法の退職共済年金を有しない場合
 (注5) 法及び国共法の退職共済年金いずれかを有する場合

(5) 退職共済年金等との併給による支給停止

遺族共済年金の受給権者が65歳以後に退職共済年金等の受給権を有しているときは、自身の「退職共済年金」が全額支給され、「遺族共済年金」の額と自身の「退職共済年金」の額とを比較して後者の額が少額の場合は、その差額が「遺族共済年金（差額）」として支給される。

ただし、当該遺族共済年金の受給権者が旧共済法の退職年金等の受給権を有するときの当該遺族共済年金、又は平成19年4月1日前に給付事由の生じた遺族共済年金（昭和17年4月1日以前に生まれた者に限る。）の額の算定及び支給の停止については、なお従前の例による。

(6) 子のいない中高齢の妻に対する加算

① 65歳未満の妻の場合（「中高齢寡婦加算」）

遺族共済年金の受給権者（前記（2）の支給要件の④に該当する場合は組合員期間が20年以上に限る。）が65歳未満の妻であるときは65歳に達するまでの間、次のとおり中高齢寡婦加算がされる。ただし、妻が40歳未満であるとき又は18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子がいること等により遺族基礎年金の支給を受けることができるときは、この間、加算額の支給が停止される。

○ 加算額

$$\text{遺族基礎年金額} \times \frac{3}{4}$$

なお、物価スライド特例により嵩上げされた特例水準の額が上記の額を上回るため、平成25年度は特例水準の額（589,900円（H25.4～9））となる。

② 65歳以上の妻の場合（「経過的な中高齢寡婦加算」）

中高齢寡婦加算の加算された遺族共済年金の受給権者である妻が65歳になると当該中高齢寡婦加算の権利は消滅する。

しかし、年金額が低下しないように、妻の生年月日に応じて、次の加算額が引き続き加算される。

○ 加算額

$$\text{遺族基礎年金の額} \times \frac{3}{4} \text{ (注1) } - \text{老齢基礎年金の額 (注2)} \\ \times \text{妻の生年月日に応じて定められた割合 (注3)}$$

なお、下記の物価スライド特例により嵩上げされた特例水準の額が上記の額を上回るため、平成 25 年度は次の特例水準の額（H25.4～9）となる。

589,900 円－786,500 円（注 3） ×妻の生年月日に応じて定められた割合
--

（注 1）平成 25 年度の額は、575,100 円である。

（注 2）平成 25 年度の額は、766,800 円である。

（注 3）物価スライド特例により嵩上げされた特例水準の老齢基礎年金の額である。

（7）年金額の保障

① 従前の制度における退職年金等の受給権者等（注）が死亡した場合の遺族共済年金の額の特例

前記により算定した遺族共済年金の額が、これらの者について「施行日の前日に従前の制度による遺族年金の給付事由が生じていたとしたならば、同日において支給されるべき遺族年金の額」より少ないときは、その額が保障される（いわゆる「みなし従前額保障」）。

なお、併せて遺族基礎年金が支給されるときは、次の額が保障される。

前記（2）の支給要件の①～③に該当する場合

⇒遺族基礎年金額を控除した額

前記（2）の支給要件の④に該当する場合

⇒遺族基礎年金額のうちの組合員期間に係る部分に相当する額を控除した額

（注）施行日の前日において組合員であった者で、引き続き組合員期間を有する者が組合員である間に死亡した場合又は退職共済年金の額の特例措置を受ける者が死亡した場合を含む。

② 平成 16 年法改正における年金額の保障

退職共済年金と同様の考え方にに基づき算定した年金額が保障される。

（8）遺族共済年金の支給停止

次の区分ごとの停止事由に該当する場合には、遺族共済年金の全部又は一部の支給が停止される。

区 分	停 止 事 由
夫、父母又は祖父母に対する遺族共済年金	60 歳未満であるとき (障害等級の 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にあるときを除く。)
子に対する遺族共済年金	妻が遺族共済年金を受ける権利を有するとき

妻に対する遺族共済年金	組合員又は組合員であった者の死亡につきその妻が遺族基礎年金の受給権を有しない場合で、かつ、同順位者である子が当該遺族基礎年金の受給権を有するとき
夫に対する遺族共済年金	子が遺族共済年金を受ける権利を有するとき

(9) 地方公務員災害補償法等との調整

地方公務員災害補償法等による遺族補償が行われる間、公務等による遺族共済年金の額のうち、次の額の支給が停止される。

ア	平成 15 年 3 月以前の組合員期間(㉔)
	平均給料月額 $\times \frac{3.206}{1000}$ (注) $\times 300 \times \frac{\text{㉔の月数}}{\text{組合員期間の月数}}$
イ	平成 15 年 4 月以後の組合員期間(㉕)
	平均給与月額 $\times \frac{2.466}{1000}$ (注) $\times 300 \times \frac{\text{㉕の月数}}{\text{組合員期間の月数}}$
	調整額 = ア + イ

(注)前記(2)の支給要件の㉔のとき、死亡した組合員又は組合員であった者の生年月日に応じて、経過措置がある。

なお、停止額については、平成 16 年法改正における年金額の保障と同様の考え方に基づき算定した停止額が上記の算定式による停止額を上回る場合は、その額を停止額とする。

(10) 遺族共済年金の失権

次の事由に該当するときは、遺族共済年金を受給する権利を失う。

- ① 死亡したとき
 - ② 婚姻したとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。）
 - ③ 直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき
 - ④ 死亡した組合員であった者との親族関係が離縁によって終了したとき
 - ⑤ 子又は孫（障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある子または孫を除く。）が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき
 - ⑥ 障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある子又は孫（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子又は孫を除く。）についてその事情がなくなったとき
 - ⑦ 子を有しない妻
 - ア 遺族共済年金の受給権を取得した当時30歳未満である妻が、当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、当該遺族共済年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過したとき
 - イ 遺族共済年金と当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有する妻が、30歳に到達する日以前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日から起算して5年を経過したとき
- (注) ⑦については、平成19年4月1日以後に給付事由の生じた遺族共済年金について適用される。

8 年金の併給調整等

(1) 併給調整による支給停止

地方公務員共済年金の受給権者が、複数の地方公務員共済年金又は他の法律に基づく公的年金を受けることができる場合は、原則として、いずれか選択した一つの年金を受給し、他の年金はその支給が停止される。

なお、他の法律に基づく公的年金を受けることができる場合、支給停止された退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金のうち、職域年金相当部分の額については、支給停止されない(注)。

(注) 受給を選択した年金が、地方公務員共済組合及び国の組合が支給するものである場合を除く。

(2) 併給調整の例外

次に掲げるような組合せの場合には、併せて受給することができる。

① 「退職共済年金等」と「国年法による基礎年金」

- ・「退職共済年金」＋「老齢基礎年金」
- ・「障害共済年金」＋同一の給付事由に基づく「障害基礎年金」
- ・「遺族共済年金」＋同一の給付事由に基づく「遺族基礎年金」
- ・「遺族共済年金」＋「老齢基礎年金」※
- ・「退職共済年金」＋「障害基礎年金」※
- ・「遺族共済年金」＋「障害基礎年金」※

※受給権者が65歳以上の場合に限る。

② 「退職共済年金等」と「厚年法による老齢厚生年金等」

- ・「退職共済年金」＋「老齢厚生年金※」
※私学共済法による退職共済年金も含む。
- ・「遺族共済年金」＋同一の給付事由に基づく「遺族厚生年金※」
※私学共済法による遺族共済年金も含む。

③ 「退職共済年金」と「改正前の法による退職年金（減額退職年金）」

④ 「遺族共済年金等」と「退職又は老齢を給付事由とする年金（65歳以上の者）」

- ・「遺族共済年金」 + 「退職年金（減額退職年金、通算退職年金）※」の1/2
 - ・「遺族共済年金」 + 「国民年金の旧老齢年金」
 - ・「老齢基礎年金」 + 「遺族年金（通算遺族年金）※」
- ※受給権者が65歳以上の場合に限る。

（3）受給権者の申出による支給停止

受給権者の申出により、年金の全額が支給停止される。当該受給権者は、いつでも将来に向かって当該支給停止の申出を撤回することができる。

9 年金の支給制限

(1) 標準報酬月額などによる支給停止

退職共済年金又は障害共済年金の受給権者が、厚生年金保険被保険者、私立学校教職員共済制度加入者で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受ける者、国会議員・地方議会議員等となった場合には、その者の標準報酬月額及び標準賞与額などの多寡により、年金額の全部又は一部の支給が停止される。

① 標準報酬月額等による支給停止の要件

厚生年金保険などの適用者の報酬や賞与を基にした基準収入月額相当額(注1)と厚生年金相当部分を基にした基本月額(注2)との合算額が支給停止調整額(注3)を超えるときは、年金の支給停止を行う。

② 支給停止額

$$\{(基準収入月額相当額 + 基本月額) - 支給停止調整額\} \times \frac{1}{2} \times 12$$

(注1) 標準報酬月額とその月以前1年間に支給された賞与(ボーナス)などの標準賞与額の合計額を12で除して得た額との合算額をいう。

(注2) 退職共済年金又は障害共済年金の額(これらの額のうち職域年金相当部分の額、加給年金額及び経過的加算の額を除く。)を12で除して得た額をいう。

(注3) 支給停止調整額(48万円)は、政令で定めるところにより改定される(平成22年度は47万円、平成23年度以降は46万円である。)

(2) 給付制限

組合員又は組合員であった者が禁錮以上の刑又は停職以上の懲戒処分を受けた場合等には、年金額の一部が給付制限される。

給付制限の要因及び制限額は次のとおりである。

種別	要因	制限額
組合員	禁錮以上の刑	職域年金相当部分の額 $\times \frac{50}{100}$
	懲戒処分による退職	職域年金相当部分の額 $\times \frac{\text{懲戒処分による退職に引き続く組合員期間}}{\text{年金の算定基礎期間}} \times \frac{50}{100}$
	停職処分	職域年金相当部分の額 $\times \frac{\text{停職処分を受けた組合員期間}}{\text{年金の算定基礎期間}} \times \frac{25}{100}$
受給権者等	禁錮以上の刑	職域年金相当部分の額 $\times \frac{50}{100}$
	退職手当支給制限等処分	職域年金相当部分の額 $\times \frac{\text{退職手当支給制限等処分に係る退職に引き続く組合員期間}}{\text{年金の算定基礎期間}} \times \frac{50}{100}$

これらの給付制限については、制限開始後通算して60月間に限定される。

ただし、退職共済年金又は障害共済年金の受給権者が、禁錮以上の刑に処せられて、その刑の執行を受けるときは、その間、職域年金相当部分の額が支給停止される。

なお、禁錮以上の刑に処せられて、その執行猶予の言渡しを受けた者が、その言渡しを取り消されることなく、猶予期間を経過したときには、一部停止により支給されなかった金額が支給される。

(3) 雇用保険法による失業給付との併給調整

平成10年4月1日以後に受給権が発生した「特例による退職共済年金」(65歳未満の者が受給する退職共済年金。以下この項において「退職共済年金」という。)の受給権者が、雇用保険法による失業給付(基本手当、高年齢雇用継続給付)を受ける場合には、その受給期間中、退職共済年金の一部が支給停止される。

① 基本手当との調整

ア 調整方法

退職共済年金の受給権者が、失業の認定を受けるために公共職業安定所に求職の申込みを行った日の属する月の翌月から、その申込みによる基本手当の受給期間が経過するに至った月(又は所定給付日数が満了した日の属する月)までの間、退職共済年金は職域年金相当部分を除き、その全額が支給停止される。

ただし、調整対象期間で基本手当が支給された日(これに準ずる日を含む。)が1日もない月にあつては、退職共済年金が支給される。

イ 事後精算

基本手当の受給期間(又は所定給付日数)が満了した時点において、次の式で計算した数が1以上である場合には、その数に応じた月数分の年金の支給停止が解除され、直近の年金停止月より順次さかのぼって年金が支給される。

$$\text{支給停止解除月数} = \text{年金停止月} - \frac{\text{基本手当の支給対象とした日数}}{30}$$

1未満の端数は切上げ

② 高年齢雇用継続給付との調整

退職共済年金の受給権者が組合員であり、60歳以降の給与月額が60歳時点の給与月額の75%未満に低下したことにより、高年齢雇用継続給付の支給を受けるときは、その受給期間中、在職中の年金受給権者に対する退職共済年金と給与との調整に加え、さらに次の区分に応じて算定した調整額(月額ベース)が支給停止される。

ア 給与月額(注1)が、雇用保険のみなし賃金日額(60歳到達時における賃金日額)に30を乗じて得た額(以下「みなし賃金月額」という。)の61%未満である場合

$$\text{給与月額} \times \frac{6}{100}$$

(注1) 掛金の標準となった給料×手当率

イ 給与月額が、みなし賃金月額の61%以上75%未満に相当する額である場合

$$\text{給与月額} \times \frac{-183 \chi (\text{注} 2) + 13,725}{280 \chi (\text{注} 2)} \times \frac{6}{15}$$

(注 2) χ は給与月額のみなし賃金月額に対する割合
($0.61 \leq \chi < 0.75$)

ウ 上記ア又はイにより計算した額に 6 分の 15 を乗じて得た額に、給与月額を加えた額が、高年齢雇用継続給付の支給限度額(注 3)を超える場合

$$(\text{支給限度額} - \text{給与月額}) \times \frac{6}{15}$$

(注 3) 平成 24 年 8 月から 343,396 円

ただし、次のいずれかに該当する場合は、高年齢雇用継続給付が支給されないため、調整は行われない。

- ① 給与月額がみなし賃金月額の 75%以上である場合
- ② 給与月額が高年齢雇用継続給付の支給限度額以上である場合
- ③ 雇用保険の算定基礎期間が 5 年未満のとき

10 離婚時の年金分割制度

平成 16 年法改正により、婚姻期間等に係る給料等に関して、平成 19 年 4 月から「離婚時等の年金分割制度」が、平成 20 年 4 月から「第 3 号被保険者期間の年金分割制度」が実施されることになった。

(1) 離婚時等の年金分割制度（離婚特例）

組合員又は組合員であった者が、平成 19 年 4 月 1 日以後に離婚等をした場合で、当事者からの請求があったときは、当事者の合意又は裁判所の決定に基づき、婚姻期間（平成 19 年 4 月 1 日前の期間を含む。）中の年金を分割することができる。

① 離婚特例適用請求

第 1 号特例適用者（注 1）又は第 2 号特例適用者（注 2）は、離婚等をした場合であって、両者の婚姻期間等に係る組合員期間の掛金の標準となった給料の額及び掛金の標準となった期末手当等の額に係る特例の適用を請求することができる。

（注 1）組合員又は組合員であった者の対象期間標準給与総額が離婚特例割合により減額される（＝分割を行う）者をいう。

（注 2）第 1 号特例適用者の配偶者であって、対象期間標準給与総額が離婚特例割合により増額される（＝分割を受ける）者をいう。

ただし、次のいずれかの要件に該当していなければならない。

- ・両者が離婚特例の適用の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意しているとき

- ・家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき

なお、請求は原則として離婚等の日から 2 年以内に行わなければならないこととされている。

② 按分割合

請求すべき按分割合は、次の範囲内で定められる。

$$\frac{\text{第 2 号特例適用者の対象期間標準給与総額}}{\text{第 1 号・第 2 号特例適用者双方の}} < \text{按分割合} \leq \frac{1}{2}$$

対象期間標準給与総額の合計額

③ 掛金の標準となった給料の額等に係る特例

離婚特例適用請求があった場合において、第 1 号特例適用者及び第 2 号特例適用者の対象期間に係る組合員期間の掛金の標準となった給料の額及び期末手当等の額は、次の算式により算定した額とみなして、法の長期給付に関する規定を適用することができる。

また、対象期間のうち第 1 号特例適用者の組合員期間であって、第 2 号特例適用者の組合員期間でない期間については、第 2 号特例適用者の組合員期間であったものとみなされる。

ア 第1号特例適用者

$$\begin{array}{|l} \text{(第1号特例適用者の掛金の標準となった給料の額 (期末手当等の額))} \\ \times \text{(1-離婚特例割合 (注))} \end{array}$$

イ 第2号特例適用者

$$\begin{array}{|l} \text{(第2号特例適用者の掛金の標準となった給料の額 (期末手当等の額))} \\ + \text{(第1号特例適用者の掛金の標準となった給料の額 (期末手当等の額))} \\ \times \text{離婚特例割合 (注)} \end{array}$$

(注) 按分割合を基礎とした率

④ 年金額の改定

退職共済年金及び障害共済年金の受給権者について離婚特例が適用されたときは、離婚特例適用請求のあった日の属する月の翌月から、当該年金の額が改定される。

(2) 第3号被保険者期間の年金分割制度 (特定離婚特例)

当事者の合意又は裁判所の決定がないときでも、離婚等をした組合員の被扶養配偶者の請求により、平成20年4月1日以後の被扶養配偶者であった期間(国民年金の第3号被保険者の期間)中の年金の2分の1を分割することができる。

① 特定離婚特例適用請求

組合員(組合員であった者を含む。以下、「特定組合員」という。)が組合員であった期間中に被扶養配偶者(注1)を有する場合において、当該特定組合員の被扶養配偶者は、当該特定組合員と離婚等をしたときは、組合員に対し、特定期間(注2)に係る組合員期間の掛金の標準となった給料の額及び期末手当等の額に係る特例の適用を請求することができる。

(注1) 当該特定組合員の配偶者として、いわゆる第3号被保険者に該当していたものをいう。

(注2) 当該特定組合員が組合員であった期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定組合員の配偶者として第3号被保険者であった期間をいう。
なお、平成20年4月1日以前の期間については、特定期間に算入されない。

② 掛金の標準となった給料の額等に係る特例

特定離婚特例適用請求があった場合において、当該特定組合員及び被扶養配偶者の特定期間に係る組合員期間の掛金の標準となった給料の額及び期末手当等の額は、次のとおりとみなして、法の長期給付に関する規定を適用することができる。

また、特定期間に係る組合員期間については、被扶養配偶者の組合員期間であったものとみなされる。

$$\begin{array}{|l} \text{当該特定組合員及び被} \\ \text{扶養配偶者それぞれの} \\ \text{掛金の標準となった給} \\ \text{料の額 (期末手当等の額)} \end{array} = \begin{array}{|l} \text{当該特定組合員の掛金} \\ \text{の標準となった給料の} \\ \text{額 (期末手当等の額)} \end{array} \times \frac{1}{2}$$

③ 年金額の改定

退職共済年金及び障害共済年金の受給権者について特定離婚特例が適用されたときは、特定離婚特例適用請求のあった日の属する月の翌月から、当該年金額が改定される。

1.1 既裁定年金の取扱い

従前の制度により「既に裁定されている年金」（以下「既裁定年金」という）については、昭和61年4月1日において、従前の制度のいわゆる「通年方式」による額に裁定替えされた。

(1) 既裁定年金の裁定替え

① 裁定替えによる年金額

【退職年金の場合】

定 額 部 分	
$(732,720 \text{ 円} \times \text{改定率}) + (732,720 \text{ 円} \times \text{改定率} \div 20)$ $\times (\text{組合員期間の年数 (35 年限度)} - 20 \text{ 年})$	
給料比例部分	
+	$\text{給料年額} \times \frac{0.95}{100} \times \text{組合員期間の年数 (40 年限度)}$

② 「裁定替え後の既裁定年金」の最低保障額及び最高限度額

区 分	最低保障額		最高限度額
	本来額	特例水準額 (H25.4~9)	
退職年金	1,053,200 円 × 改定率 (60 年改正法附則 § 43②、経過措置政令 § 40)	1,060,700 円	給料年額 × $\frac{68.075}{100}$ (60 年改正法附則 § 43②)
障害年金	公務外 1 級 1,288,500 円 × 改定率 2 級 1,053,200 円 × 改定率 3 級 780,900 円 × 改定率 (60 年改正法附則 § 48③、経過措置政令 § 44①)	1,297,700 円 1,060,700 円 786,500 円	給料年額 × $\frac{97.25}{100}$ (60 年改正法附則 § 48③)
	公務等 1 級 5,128,900 円 × 改定率 2 級 3,345,800 円 × 改定率 3 級 2,320,700 円 × 改定率 (60 年改正法附則 § 48④、経過措置政令 § 44②)	5,165,700 円 3,369,800 円 2,337,300 円	給料年額 × $\frac{97.25}{100}$ (60 年改正法附則 § 48③)
遺族年金	公務外 780,900 円 × 改定率 (60 年改正法附則 § 53、経過措置政令 § 47)	786,500 円	なし

	公務等	1,819,000 円×改定率 (60 年改正法附則 § 55、経過措置政令 § 49①)	1,832,100 円	給料年額 × $\frac{68.075}{100}$ (60 年改正法附則 § 53)
--	-----	--	-------------	--

なお、物価スライド特例により嵩上げされた特例水準の額が本来額を上回るため、平成 25 年度は特例水準の額となる。

(2) 年金額の保障

① 裁定替えによる従前額保障

裁定替え後の年金額が、昭和 61 年 3 月 31 日における年金額より少ないときは、同日現在の年金額が保障される。

ただし、従前額保障された年金額については、自動改定措置は行わない。

② 平成 16 年法改正における年金額の保障

退職共済年金と同様の考え方にに基づき算定した年金額が保障される。

(3) 既裁定年金の支給停止

既裁定年金の受給権者が組合員として再就職した場合又は厚生年金保険の被保険者となった場合等は、退職共済年金等の取扱いに準じて、年金の全部又は一部の支給が停止される。

(4) 既裁定年金の受給権者が再退職した場合の取扱い

既裁定の退職年金等の受給権者が組合員として再就職し、施行日以後に再退職したときは、従前の「退職年金等」と再就職期間に係る「退職共済年金」が支給される。

なお、「退職年金等」の額は、「退職共済年金」の額の算定の例によって算定した額に改定する。

(5) 既裁定の公務による障害年金等と傷病補償年金等との調整

既裁定の公務による障害年金等の受給権者が、地方公務員災害補償法等による傷病補償年金等の支給を受けるときは、障害年金等の一定額が停止される。

1 2 既給一時金の返還

過去に退職一時金等の支給を受けた者が、退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなった場合、原則として、その支給を受けた退職一時金等の額に利子を加えた額を返還しなければならない。

また、遺族共済年金の受給権者については、死亡した者が返還すべきであった金額（既に返還された金額を除く。）を返還しなければならない。

(1) 返還方法

返還方法は、退職共済年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から1年以内に、一時に又は分割して返還しなければならないこととされている。

なお、退職共済年金等を受ける権利を有することとなった日から60日以内に共済組合に申し出ることにより、支給される年金額の2分の1を限度として、返還額に達するまで順次控除する方法も設けられている。

(2) 返還額

返還額は、当該退職一時金等の額に、当該支給を受けた日の属する月の翌月から退職共済年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの期間に応じて、次表に掲げる率により複利計算で算出した利子を加えた額である。

返還額の算式

$$\begin{aligned} \text{返還額} &= \text{元金} + \text{利子額} \\ \text{利子額} &= \text{元金} \times (1.055^{(M/12)} \times 1.040^{(N/12)} \times 1.016^{(O/12)} \\ &\quad \times 1.023^{(P/12)} \times 1.026^{(Q/12)} \times 1.030^{(R/12)} \\ &\quad \times 1.032^{(S/12)} \times 1.018^{(T/12)} \times 1.019^{(U/12)} \\ &\quad \times 1.020^{(V/12)} \times 1.022^{(W/12)} \times 1.026^{(X/12)} \\ &\quad \times 1.029^{(Y/12)} \times 1.034^{(Z/12)} \times 1.036^{(A/12)} \\ &\quad \times 1.039^{(B/12)} \times 1.040^{(C/12)} \times 1.041^{(D/12)} - 1) \end{aligned}$$

(注) M～D：次表の利率に対応する期間

期間	利率 (%/年)
平成13年3月までの期間	5.5
平成13年4月から平成17年3月までの期間	4.0
平成17年4月から平成18年3月までの期間	1.6
平成18年4月から平成19年3月までの期間	2.3
平成19年4月から平成20年3月までの期間	2.6
平成20年4月から平成21年3月までの期間	3.0
平成21年4月から平成22年3月までの期間	3.2
平成22年4月から平成23年3月までの期間	1.8
平成23年4月から平成24年3月までの期間	1.9
平成24年4月から平成25年3月までの期間	2.0

平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの期間	2.2
平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月までの期間	2.6
平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの期間	2.9
平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの期間	3.4
平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの期間	3.6
平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの期間	3.9
平成 31 年 4 月から平成 32 年 3 月までの期間	4.0
平成 32 年 4 月以降の期間	4.1

(3) 既裁定年金の受給権者に係る既給一時金の返還

既裁定年金の受給権者についても、前記(1)に準じた方法により既給一時金を返還しなければならない。

ただし、利子は、退職一時金等の支給を受けた日の属する月の翌月から昭和61年3月までの期間に応じた年5.5%の複利計算による額とされる。